

# 鈴鹿市協働推進指針

～みんなで作ろう  
住みよいまち すずか～



鈴 鹿 市

# 目次

はじめに	2
1. 指針策定の目的	3
2. 協働の基本的な考え方	4
(1) 協働の定義	
(2) 新しい公共	5
(3) 協働の基本原則(ルール)	
(4) 協働の主体と役割	6
(5) 協働の領域	7
(6) 協働の形態とその効果	8
3. 協働によるまちづくりの必要性	9
(1) まちづくりの課題	
(2) 協働によるまちづくりの効果	10
4. 鈴鹿市の現状と課題	11
5. 鈴鹿市の目指す協働のまちづくり	13
6. 協働を進めるためには	14
(1) 相互理解	
(2) 情報の共有化	
(3) 人材育成と発掘	
(4) 機会の拡大(仕組みづくり)と支援体制の充実	
(5) 協働の場所づくり	
(6) 評価と見直し	15
おわりに	15
用語解説	16

## はじめに

鈴鹿市では、平成24年12月に「鈴鹿市まちづくり基本条例」を施行し、市民と協働して地域の課題解決に取り組む、市民主体のまちづくりを進めています。

リーマンショック以降の長引く景気低迷や、近年顕著となってきた少子高齢化など、鈴鹿市を取り巻く社会情勢の変化により税収は伸び悩み、一方で社会保障などの支出は増大するなど、財政状況はますます厳しさを増しています。

そのため、行政は多様な市民ニーズすべてに応えることは難しくなっており、あれかこれかの選択を迫られる状況になっています。

また、阪神淡路大震災や東日本大震災など、未曾有の被害をもたらした大規模な自然災害を経験する中で、あらためて地域の絆が見直されるとともに、「自助」「共助」「公助」について考え行動していくことの必要性が明白になりました。

これらのことから、自分たちのまちは自分たちでつくるという「住民自治」の考えのもと、それぞれの役割を認識した上で、誰もが安心して暮らせる地域をつくるためにも、わたしたちは協働について考えていかなければなりません。

そこで、鈴鹿市では、その一助となるべく「鈴鹿市協働推進指針」を策定しました。

今後は、協働の考え方や取り組み方を明らかにしたこの指針をもとに、協働の仕組みやルールについて認識を共有し、まちづくりに取り組んでいきます。

なお、この指針では、主として市民と行政の協働について記述しつつ、市民相互による協働についても触れています。

また、この指針における市民は、「鈴鹿市まちづくり基本条例」に定義する市民である「本市に居住する個人のほか、本市にかかわる個人及び法人その他の団体」とします。

そのほか、図や表には一般的である主な事例をあげています。



## 1. 指針策定の目的

この指針は、鈴鹿市が活力のある住みよいまちであり続けるため、協働の考え方を明確にして、市民と行政が一緒になってまちづくりを推進していくことができるように、必要な仕組みやルールを定め、お互いが協働に関する認識を共有することを目的としています。

これまでも鈴鹿市は、「第5次鈴鹿市総合計画」や「鈴鹿市まちづくり基本条例」の策定など、市民との協働により様々な施策に取り組んできました。

そして「鈴鹿市まちづくり基本条例」では、市民参加や協働の仕組みづくりについて規定しました。

これらの市民参加や、市民と行政との協働が、現在の総合計画の実施や、これに続く新たな総合計画の策定においても、鈴鹿市のまちづくりを考える上での基本となっています。

「鈴鹿市協働推進指針」は、「鈴鹿市まちづくり基本条例」の理念に基づき、市民一人ひとりが夢及び生きがいをもって安心して暮らせるなど、住みよいまちをつくるためには、市民と行政の協働によるまちづくりが欠かせないという鈴鹿市の方針を示したものです。



## 2. 協働の基本的な考え方

### (1) 協働の定義

まちづくりや市民活動などの分野では、「協働」という言葉がよく使われますが、「協働」とは、いったいどのようなものなのでしょうか。

一般的には、「異なる主体が何らかの目標を共有し、共に力を合わせ活動すること」と言われています。

これを市民と行政にあてはめてみると、市民と行政が対等な立場に関わることで、それぞれの役割を担い、協力し合いながらより良いまちづくりを目指すことと言えるのではないのでしょうか。

このまちづくりにおける協働には、主なものとして市民と行政の協働があげられますが、昨今では、個人や団体、事業者など市民相互で協力・連携して行われる協働も注目されています。

これらを踏まえて、「協働」を次のように定義します。

**(協働とは)** 市民や行政といった、まちづくりの担い手である多様な主体が、まちづくりに関する共通の目的を持ち、その実現に向け、お互いの信頼関係のもと、役割と責任を分担して協力し合い、まちづくりに取り組むこと。

#### 《市民参加，市民参画，協働の違い》

「協働」と同じように、「市民参加」や「市民参画」という言葉もよく使われています。

市民と行政の協働を進めるうえでは、市民参加や市民参画が協働の土台となり協働へ発展する過程と考えることから、これらの違いを理解することも大切です。

市民参加	市民参画	協働
行政が主体的に行う行事や取組に市民が参加するもの	行政が主体的に行う事業や計画策定に、企画段階から市民が加わるもの	市民と行政が対等の立場で役割分担して取り組むもの
・市民アンケート ・市主催行事への参加	・審議会等 ・パブリックコメント	・共催、実行委員会等による事業 ・協定や契約を締結して行う事業

## (2) 新しい公共

これまで、行政が中心となってきた公共サービスですが、社会構造の変化等に伴い、多様な主体が役割を分担する時代となってきました。

これは、公共に対する市民の関心の高まりとこれまで携わってきた経験の蓄積から、行政の代わりに公共サービスを担える市民が増えてきたことを意味しているのではないのでしょうか。

新たに市民が中心となって担う公共サービスについては、様々な表現がなされていますが、一般的には「新しい公共」と呼ばれています。

今後、この「新しい公共」の領域が広がっていくものと予想されます。

## (3) 協働の基本原則（ルール）

協働を進めていくに当たり、お互いの能力を十分に発揮し本来の目的を達成するために、次に掲げる共通の原則を確認した上で取り組んでいく必要があります。

1	対等の原則	ともに進める意識づくり
	お互いが対等の関係であること、まちづくりのパートナーであることの意識を持つことが必要です。	
2	公開の原則	積極的な情報の公開と共有化
	お互いに説明責任を果たし、協働について市民全体の理解を得るように努めることが必要です。また、協働の過程や結果等について積極的な情報の公開に努めることが必要です。	
3	協議の原則	話し合って理解を深める
	お互いが積極的に話し合いの場を持つことで、協働の可能性や協働の場の拡大等が図られます。特に、行政からの積極的な話し合いの場の設定や情報の提供が必要です。	
4	相互理解の原則	役割分担の明確化
	協働に取り組むに当たって、お互いの立場や特性を理解し、尊重した上で、果たすべき役割や責任分担等を明確にしておくことが必要です。	
5	目的共有の原則	同じ目的に向かって
	協働の目的を共有することで、具体的な役割や内容が明確になり、円滑に取組を進めることが可能になります。	
6	評価の原則	協働効果の確認
	協働について一定の時期に客観的に結果を評価し、協働を継続するか否か等を検証していくことが必要です。	

#### (4) 協働の主体と役割

協働を適切に推進していくために、それぞれの協働の主体に期待される役割や立場があります。

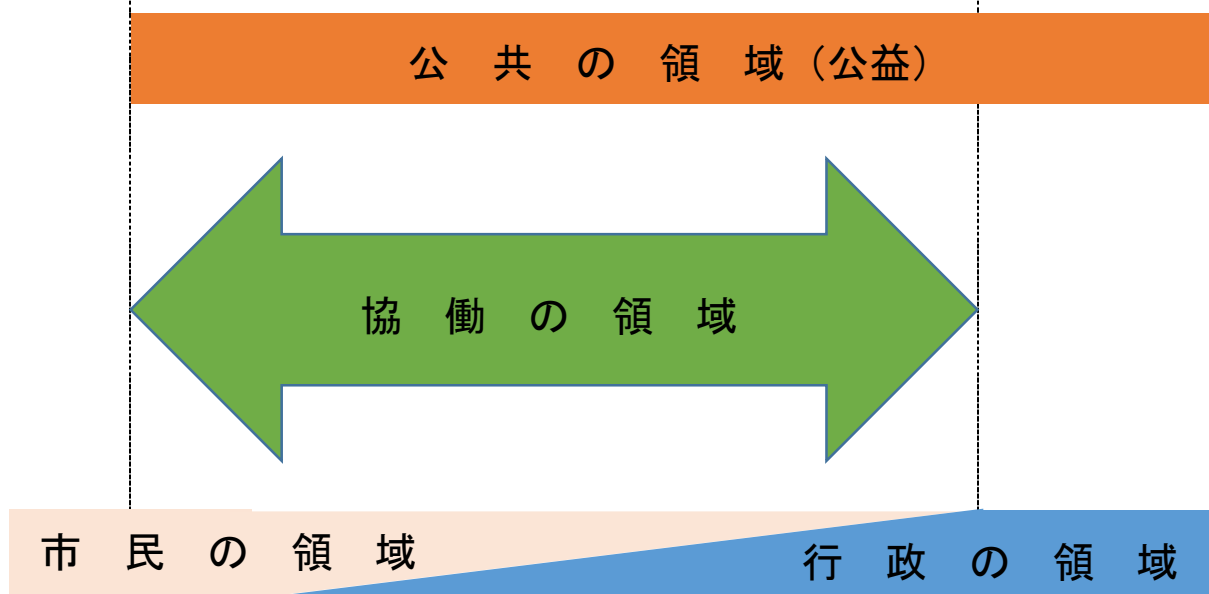
協働の主体	期待される役割など
市民	<b>公益的な活動への自主的な参加</b>
	・地域社会の一員として、自らができることを考え、公益的な活動や市政に自主的に参加すること
地域づくりの組織	<b>地域の課題解決に向けた自主自立した活動の推進</b>
	・地域の課題解決の担い手として、地域住民相互の親睦や世代間交流を推進すること ・防災や環境、福祉など地域の課題に対応し、安全安心で魅力あるまちづくりを推進すること
市民活動団体	<b>自らの使命と責任における公益的な活動の推進</b>
	・自らの使命と責任において、団体の特性を生かした活動を推進し、広く市民に理解されるよう努めること ・対話を重んじ、民主的な運営を行うこと ・他団体とネットワークを築きながら団体活動を拡大すること
事業者	<b>地域社会の一員としてまちづくりへの積極的な参加</b>
	・地域社会の一員として、積極的にまちづくりに参加すること ・地域活動などに積極的な活動支援（技術・資金・ノウハウの提供等）をすること
市議会	<b>市民の意見が反映されるまちづくりの推進</b>
	・市民の代表として、市民の意見がまちづくりに反映されるよう努めること ・市民の意見がどのようにまちづくりに反映されたか、その過程を明らかにし、市民にフィードバックすること
行政	<b>各主体の自主性・自立性を尊重した協働の仕組みづくり</b>
	・協働を推進するために必要な情報を積極的に提供すること ・様々な主体が協働により行われる活動や事業に多く参加できるような仕組みづくりに努めること ・公益的な活動を行う団体の自主性・自立性を尊重した協働を推進すること

## (5) 協働の領域

協働を推進する上で大切なことは、「地域の課題を解決し、住みよいまちをつくるためには、公共を誰がどのように担うのが最も効果的であるか」を考えることです。

公共の領域には、市民や行政それぞれの関わり方によって、様々な領域がありますが、公益の実現という目的を共有でき、協力できる部分が協働の領域です。

市民が単独又は市民同士で自主的に行うもの	市民が主導して行政が支援するもの	市民と行政が対等に行うもの	行政が主導して市民の協力を得て行うもの	行政が単独で行うもの
<ul style="list-style-type: none"> <li>・個人的な活動</li> <li>・親睦活動</li> <li>・地域自治活動</li> <li>・市民活動</li> <li>・市民同士で協働する活動</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域で行うイベント</li> <li>・地域を活性化するための事業</li> <li>・地域の課題を発掘し、その解決に向けた活動</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・予防介護や子育て支援など、地域と行政が連携して対応することが求められる活動</li> <li>・防犯パトロールなど、地域社会と密接な連携が必要な活動</li> <li>・共催事業</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・審議会等への参画</li> <li>・行政計画策定参画</li> <li>・公の施設の管理、運営</li> <li>・パブリックコメント</li> <li>・アンケート調査</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・許認可や扶助費の支給などの行政処分</li> <li>・税の賦課などの公権力の行使</li> </ul>





## (6) 協働の形態とその効果

協働には、様々な形態があります。その事業の目的や内容、協働の相手によって、最も効果的な形態を選択することが大切です。

形態	内容	効果
後援	市民が行う事業の公益性を認め、行政等の名義の使用を承認し社会的信頼性が増すように支援するもの	事業に対する理解や関心、社会的信頼を増すことが期待できます。
補助(助成)金	市民が行う公益的な事業に対して、行政が財政的な支援を行うもの	事業の実施主体である市民の自主性、自立性が尊重されます。
事業協力 (市民主体)	市民が事業主体となり、互いに目標や役割分担を取り決め、事業を協力して行うもの	市民が主体となる事業に行政の視点が入ることにより効果的なものになることが期待できます。双方の特性を発揮し、信頼関係の構築にもつながります。
事業協力 (行政主体)	市民と行政がお互いの特性を生かし、一定期間継続的な関係で協力しながら事業を実施するもの	行政が主体となる事業に市民の視点が入ることで、市民満足度の向上が期待できます。双方の特性を発揮し、信頼関係の構築にもつながります。
共催	市民と行政がともに主催者となって、共同して事業を行うもの	お互いが対等の立場で企画段階から話し合いを重ね、責任分担を明確にして事業を実施することができます。
情報提供 情報交換	市民と行政が、それぞれ持つ情報を提供し、それを活用するもの	お互いに情報を共有しあうことにより、それぞれの事業内容を充実させ、幅を広げることができます。また、専門的な情報を得ることができるほか、地域の課題や市民の声が的確に把握できます。
実行委員会	行政を含めた様々な主体が集まって新たな組織をつくり、その組織が主催者となって事業を行うもの	企画段階から協働することにより、お互いの責任分担や経費負担が明確になります。また、多様な主体と話し合う機会を持つことで、活動の幅が広がります。
委託	行政が責任を持って担うべき事業を、市民が特性を生かして、より効果的に実施するもの	市民が持つ特性が発揮されることで、行政にはない創造性や先駆性が期待でき、きめ細やかなサービスの提供が可能となります。
政策提案	市民が持つ専門知識や技術、地域に密着した活動から生まれる政策を行政に提案するもの	行政にはない発想や考え方を施策に取り込むことができます。また、市民も市政に積極的に参画する意識が生まれます。

## 3. 協働によるまちづくりの必要性

### (1) まちづくりの課題

地方分権が進展している中で、わたしたちを取り巻く社会環境は日々変化し続けており、それに伴い様々な課題が生じています。

#### 地方の時代

地方分権が進み、それぞれの地方において、自分たちのまちづくりは、自分たちの責任で決定し、進めていくことが求められています。

その流れの中で、わたしたちは鈴鹿市の個性や特色を生かし、魅力あるまちをつくらなければなりません。

#### 社会の変化

人口減少、少子高齢化の進行、ライフスタイルの変化など、社会情勢が変化する中、市民のニーズや価値観が多様化し、すべてに対して行政で対応することが難しくなっており、地域でも様々な課題が発生しています。

地域の課題を解決するため、そこに住む人々ならでは解決策が求められています。



#### 地域コミュニティの希薄化

核家族化が進み、また、若者や外国人等、その土地に定着しない人々が増えていく中で、地域によっては自治会加入率が減少傾向にあるなど、地域コミュニティの希薄化が危惧されています。

地域に対して無関心な方が増え、自治会等の役員のなり手がいないという声もあります。

過去の大災害発生の教訓などから、地域の絆の重要性が再認識され、災害時における共助の必要性も改めてクローズアップされている中、住みよいまちづくりには、そのまちに住む人たちの協力が不可欠となっています。

#### 市民活動の活性化

住みよいまちをつくっていく取組として、ボランティア活動や市民活動が活発に行われています。

また、地域では、一定の地域において活動する自治会などの活動も含め、地域の課題解決に自発的に取り組んでいます。

これらの活動が行いやすい環境をさらに整備する必要があります。

## 効率的で効果的な自治体経営

少子高齢化や厳しい財政状況などの現状を踏まえ、コスト意識や市民満足度を重視した、新たな自治体経営が求められています。コスト意識や市民満足度を高めるためには、行政運営に関する情報を市民にわかりやすく提供し、市民の視点や考え方をより適切に反映させる仕組みをつくる必要があります。

また、持続可能な自治体経営を行うためにも、これまで公的機関が行うものと認識されていた公共サービスにおいて、市民と行政の役割を見直し、分担して公共を担っていく必要があります。

## (2) 協働によるまちづくりの効果

協働によるまちづくりを推進することで、次のような効果が期待できます。

### 市民

市民一人ひとりが、住みよいまちを目指して、地域の課題に関心を持ち、自発的にまちづくりに関わることで、自治意識が形成されます。

このことにより、多様な市民ニーズに迅速に、あるいはきめ細かく対応することが可能になり、結果として、市民満足度も向上し、住みよいまちの実現に近づきます。



### 地域コミュニティ

市民一人ひとりの自治意識が形成されることで、地域の連帯感の向上が期待されます。

連帯感の向上により、地域への愛着も深まり、みんなでこのまちを良くしていこうという機運が高まり、ひいては地域全体の活性化につながります。

### 市民活動団体

ボランティアや市民活動団体などが、地域の課題解決など、公益的な活動に様々な団体と協働して取り組むことで、全市的に自主自立した活動が活発になることが期待されます。

また、他の団体と連携することで、新しいつながりや発展も期待ができ、情報を密に交換することにより、個々の団体の基盤強化も期待できます。

### 事業者

地域を構成するひとつの主体として事業者が注目されています。

事業者が社会貢献活動に取り組むことで、地域と一体化し、様々な取組の輪が広がる可能性が生まれ、その取組が事業者の付加価値を上げることにもつながります。

事業者内においても、従業員が他の主体と連携する社会貢献活動を経験することで、能力の向上が図られ、新たなネットワークや活動の発展が期待できます。

### 行政

市民のニーズに沿ったきめ細やかな公共サービスを効果的かつ効率的に提供することが可能となり、ニーズを反映した施策等の立案や事業の実施が、よりの確に行えます。

## 4. 鈴鹿市の現状と課題

### 市民参加

市民がまちづくりに参加して住みよいまちをつくっていかうという意識が高まり、地域づくりの組織や市民活動団体の一員として公益的な活動を始めていますが、実際には主体的にまちづくりに参加する人はまだそれほど多くありません。

このまちが住みよいまちであり続けるためには、みんながこのまちに関心を持って、可能な範囲で様々な活動に参加していくことが必要です。

そのためにも、市の計画策定の段階から市民の参加を求め、意見を交換し、そのことでまちが良くなったと実感できるような機会をつくるなど、まちづくりに参加しやすい仕組みづくりが求められています。

### 協働

様々な主体が事業を一緒に行うというような取組は、福祉や防災、教育など様々な分野で既に行われていますが、協働という明確な意識を持って取り組まれている事例は少ないのが現状です。

協働のあり方を整理すると共に、お互いに協働を認識しながら行動することが必要です。

### 情報共有

情報化社会の進展により、行政・市民双方のあらゆる情報が得られやすくなっていますが、有効な活用や情報提供がなされているとは言えません。

協働の取組を行っていかうという場合においては、積極的にお互いが情報提供を行い、情報共有を図ることが必要です。また、その支援体制が必要です。

### 市民活動

鈴鹿市では、これまでも活発な市民活動が行われており、自治会・地域づくり協議会など一定の地域において行われる活動や、ボランティア団体やNPOといった一定の目的のもとに地域横断的に行われる活動など、様々なものがあります。

ただし、鈴鹿市においては、現時点で「市民活動センター」というような市民活動の拠点となる施設がなく、更なる市民活動の活性化を図るためにも、それぞれの活動をつなげ、発展させる拠点の整備が求められています。

併せて市民を代表して行政と市民のつなぎ役となる人材の育成も急務です。



## 地域づくり

近年、鈴鹿市は、大きな災害に遭っておらず、また、市町村合併などの大きな変化もなく、比較的平穏な状態が続いています。

また、自治会や地域づくり協議会に代表される地縁組織の活動も活発であり、様々な公的分野で役割を担っています。

しかしながら、地域コミュニティの希薄化や人口減少などにより、地域活動への参加者の減少やリーダーのなり手不足などが表面化してきています。地域に対して関心を持つ人を増やすこと、また効率的な地域運営を図るため、組織体制の見直し等も必要と考えられます。

## 市職員の意識改革と組織体制

鈴鹿市まちづくり基本条例の制定等により、職員の意識も徐々に変化していますが、まちづくりに取り組む上では職員一人ひとりが協働に関する理解や認識をさらに深める必要があります。

市全体として統一した認識を持てるよう、職員の意識改革を図り、より良い協働が実践できる体制を整備していく必要があります。

## 市民と行政の役割分担・評価

現在の多様化する市民ニーズに対応していくためには、公的サービスをすべて行政が中心となって担う時代から、市民でできることは市民が担い、市民にできないことを行政が担うという補完性の原理の考え方を基本として、様々な団体等がその状況に応じて役割を分担していく形態に変更していく必要があります。

また、お互いの役割を十分協議して、理解しようとするのが大切です。

協働による事業を行った際には、市内部において評価を行うと共に協働主体と一緒に評価・検証し、より良い協働につなげていく意識が必要です。



## 5. 鈴鹿市の目指す協働のまちづくり

鈴鹿市まちづくり基本条例の前文において「地方分権が進む中で、多様化する市民の声を生かしながら、市民それぞれがまちへの関心や愛着を持ち、お互いに尊重し、共に学び、人と人、地域と地域がつながり合い支え合う地域コミュニティや、市民が主体となった様々な市民活動を活性化させ、みんなで協働して、活力のある、住みよい鈴鹿市を目指す」としています。

協働のまちづくりは、道路や公園などまちを形成する都市基盤整備だけでなく、福祉や環境も含め、市民一人ひとりが安心して暮らせる住みよいまちをつくるために行われる公共的な活動と考えます。

鈴鹿市では、自治会や地域づくり協議会などの地縁団体の活動が活発ですので、志縁団体である市民活動団体やボランティア団体と連携してお互いを補い合い、相乗効果の期待できる協働体制の構築に取り組みます。

鈴鹿市まちづくり基本条例にも規定しているように「相互に理解を深め合い、信頼関係を築き、それぞれの立場を尊重しながら、果たすべき役割及び責任を分担しつつ、協力し合って進めるまちづくり」を目指して、協働の基本原則に基づいて進めていきます。



## 6. 協働を進めるためには

### (1) 相互理解

市民と行政双方が協働について共通の理解を深めることが必要です。

お互いをよく理解し、役割と責任の分担を認識した上で、パートナー意識を持って、行動することが重要です。

### (2) 情報の共有化

お互いを理解し合うことが協働の原則です。そのためにはそれぞれが情報を提供し、情報の共有化を図ることが重要です。

各々に活動内容等を紹介できるようなものを用意しておくことも有効です。

また、協働実例等を知る機会を多く持ち、協働の効果を共有することも必要です。

### (3) 人材育成と発掘

協働の認識を正しく持つため、協働について学習する機会を多く持つことも必要ですが、協力できる人や団体を見つけ、協働しようという気持ちを常に持つことも大切です。

お互いを高め、双方が有意義な関係になれるようなつながりをつくっていくことが重要です。

### (4) 機会の拡大（仕組みづくり）と支援体制の充実

協働の効果・すばらしさを体験することが、次の協働へつながっていきます。

行政は協働の機会を拡充できるよう制度等を整え、適切な支援を行います。

それぞれが参加意識を持ち、積極的な意見交換等を通して、よりよい仕組みをつくっていくことが大切です。

### (5) 協働の場所づくり

現在も個人・団体各々の目的により、交流が行える様々な場所づくりが行われていますが、さらに意見交換が活発に行われ、情報の発信や取得もできるようになることが重要です。

県内では、一般的に市民活動センターと呼ばれる施設があり、市民活動の活性化に貢献しています。鈴鹿市においても協働を実践し、また会議や研修なども行えるような協働の場所づくりが必要とされています。

## (6) 評価と見直し

協働の効果を高めていくためには、それぞれの事業や協働の成果に対して、携わった人々による多面的な評価が必要です。

参加者のアンケート等も有効に生かしつつ、次はどんな連携ができるかなどの視点も含め、よりよい協働の取組とするために、お互いが対等に意見を交わし、適切な見直しを行うことが重要です。

## おわりに

鈴鹿市の「協働のまちづくり」への取組は、市民と行政が共に考え、創っていくものですので、そういう意味を込めて、サブタイトルを

「みんなでつくろう住みよいまち すずか」

としました。

この協働の指針を基本に、市民と行政が協働してまちづくりに取り組むことで、市民の力が最大限に発揮される市民が主役のまちづくりを進めていきます。





## 用語解説（五十音順）

### (1) NPO

NPOは、「Non Profit Organization」又は「Not for Profit Organization」の略称で、公益的な活動を行い、活動によって得た収益を団体の構成員に分配することを目的としない団体のことです。

また、このような団体で、特定非営利活動促進法（NPO法）に基づき法人格を取得した団体を「特定非営利活動法人（NPO法人）」といいます。

### (2) 志縁団体・地縁団体

志縁団体とは、環境・福祉・教育など同じテーマに関心を持つような、志（こころざしや思い、興味）が縁で集まった団体をいい、ボランティア団体やNPOなどの団体を指します。一方、地縁団体とは、その場所に住むというような地（土地や地域）が縁で集まった団体をいい、自治会や地域づくり協議会などの団体を指します。

### (3) 自助・共助・公助

一般的には、「自助」は、一人ひとりが自ら取り組むこと、「共助」は、地域や身近にいる人同士と一緒に取り組むこと、「公助」は、国や地方公共団体が取り組むこと、というようにそれぞれ整理されています。

### (4) 市民活動

市民活動とは、営利を目的とせず、社会的な課題の解決に向けて、市民が自発的、自主的に行う、不特定かつ多数のものの利益の増進に寄与することを目的とする活動のことです。

### (5) 鈴鹿市まちづくり基本条例

みんなで協力し合い、住みよいまちをつくっていくことを目的に、平成24年12月1日に施行された本市のまちづくりの基本となる条例です。この条例では、市民参加や協働など、まちづくりについての基本原則やルールなどを定めています。

また、この条例は、市民参加による委員会（みんなでつくる鈴鹿まちづくり条例を考える会）からの提言により策定されたもので、その委員会ではまさしく市民協働で検討がなされました。

### (6) 総合計画

総合計画は、地方自治体が策定する自治体のすべての計画の基本となり、行政運営の総合的な指針となる計画です。本市では、平成17年に平成18年4月から

向こう 10 年間のめざす将来都市像や取り組む基本方針を定めた「第 5 次鈴鹿市総合計画 みんなで築く鈴鹿夢プラン」が策定され、実行されています。その後平成 23 年に地方自治法が改正されたことに伴い、本市では鈴鹿市まちづくり基本条例に位置づけた上で、現在、平成 28 年度からの次期計画を市民参加と協働の考え方のもとで検討を進めています。

## (7) 地域コミュニティ

地域コミュニティとは、日常生活のふれあいや共同の活動、共通の経験を通して生み出されるお互いのつながりや信頼関係を築きながら、自分たちが住んでいる地域をみんなの力で自主的に住みよくしていく地域社会、またはその地域の住民の集まりをいいます。

## (8) 地域づくりの組織

地域の実情又は必要に応じて、一定の地域におけるまちづくりに取り組む組織のことです。

## (9) 地方分権

地方分権とは、政策決定権限と自由な財源を中央政府から地方自治体に部分的、あるいは全面的に移すことをいいます。1990 年代後半から地方分権が進められ、それぞれの地方において、自分たちのまちづくりを自分たちの責任で決定し、進めていくことが求められています。

## (10) パブリックコメント

パブリックコメントとは、意見公募手続や意見提出制度などと訳され、国や地方自治体の基本的な政策等の策定過程において、その案を公表し、市民等から公表したものに対する意見や提案を求め、その意見等を考慮して必要な意思決定を行うと共に、意見等の概要とこれに対する考え方を公表する一連の手続をいいます。

## (11) 補完性の原理

個人や家族、地域など、それぞれの単位で行えることは、それぞれの単位で行い、小さな単位でできないことを、大きな単位で補完することをいいます。

## (12) ボランティア

ボランティアとは、一般的に、個人や団体が他の人々や社会のために自発的・自主的に行う公益的な活動に携わる人のことをいいます。

なお、活動そのものを指す場合もありますが、本指針では活動に携わる人として扱います。





©手塚プロダクション

## 鈴鹿市協働推進指針

～みんなで作ろう 住みよいまち すずか～

平成27年4月

発行 鈴鹿市

編集 生活安全部 地域課 市民協働推進室

〒513-8701

鈴鹿市神戸一丁目18番18号

TEL 059-382-8695

FAX 059-382-2214

E-mail [chiki@city.suzuka.lg.jp](mailto:chiki@city.suzuka.lg.jp)